

伊江村移住支援金申請資格チェックシート

移住元のチェック

- ☐ A 東京23区に通算5年以上住んでいる、または
B 東京圏（埼玉県・神奈川県・千葉県・東京都）のうち条件不利地域（※）以外の地域に在住し、東京23区内に通勤している、または
C 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職している

※条件不利地域は、伊江村ホームページの移住定住ガイド「移住支援金」ページをご確認ください。

- ☐ ・ A B Cの期間が住民票を移す直前に連続して1年以上在住または通勤または通学していた
- ☐ ・ A B Cの期間が移住する直前10年間のうち通算5年以上在住または通勤または通学していた
- ☐ ・ 申請日が、伊江村への転入日から1年以内である（世帯員含む）
- ☐ ・ 申請日から5年以上、伊江村に継続して居住する意があること



仕事に関するチェック

※以下より仕事のタイプをお選びください。



就業



- ☐ 就業先は沖縄県の移住マッチングサイトに掲載された求人である
- ☐ 就業先に5年以上継続して勤務する意がある
- ☐ 勤務地は沖縄県内に所在すること
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約で就業している
- ☐ 就業先は3親等以内の親族が経営する法人等ではない
- ☐ 転勤や出向などによる移住ではない



関係人口



- ☐ 転入時に50歳未満である
- ☐ 地域活動に今後5年以上積極的に参加する
- ☐ 伊江村の認定した事業者で常用雇用、あるいは村内で新たに事業を営む
- ☐ 以下のいずれかに該当
・ 本村の移住体験プログラム等に参加
・ 本村に2年以上ふるさと納税している
・ 以前本村に住んで、本村に3親等以内の家族がいて本村に通学したことがある者全てに該当



テレワーク



- ☐ 在席する企業からの命令ではなく自らの意思による移住である
- ☐ 会社からテレワーク交付金等の資金提供を受けていない



起業



- ☐ 沖縄県スタートアップ起業支援事業実施に定める起業支援金の交付決定を受けて1年以内である

チェックシートの要件を満たす方は、移住支援金の支給対象となる可能性があります。

- ・ このチェックシートは、申請の目安にさせていただくものであり、必ずしも支給対象であることを保証するものではありません。
- ・ 移住支援金の要件は、上記のもの以外にも細かなものがありますので、詳細については右記にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>
伊江村企画課・移住定住相談窓口

お問い合わせフォーム
(Google form)より
ご連絡ください。

